

全高長第68号

平成21年1月16日

文 部 科 学 大 臣
塩 谷 立 様

全 国 高 等 学 校 長 協 会
会 長 戸 谷 賢 司
(公印省略)

全国高等学校長協会として、先般提示された高等学校学習指導要領改訂案について、下記のように意見を述べます。

記

1 国語、数学、英語の必修科目について

国語の「国語総合」、数学の「数学Ⅰ」、英語の「コミュニケーション英語Ⅰ」がそれぞれ全員必修科目になったことは、国民全員の教養を下支えする意味において評価します。

国公立大学等の大学入試科目が増やされるという環境下で、平成11年の学習指導要領改訂により中学校の学習内容の一部が高等学校に移管され、高等学校には過重の負担がかかっていましたが、今回の改訂案では、中学校から高等学校へ移行された内容の多くが、再び中学校に戻されたということにより、高等学校にとっては負担軽減となったことを評価します。

2 英語の単語数、授業形態について

英語で学ぶ標準的な単語数が1300語から1800語となることは、今後扱える教材の幅が増えるということになり、この意味で評価します。

各教科で生徒の言語活動を充実するという方針は評価します。しかし、英語の授業を基本的に英語で行うということに関しては、国民が生きた英語を学ぶという方向では支持しますが、この実施により授業進度が遅滞する可能性が考えられます。さらに中学校からの入学時点において極めて生徒の学力が多様化しており、日本語による授業でも理解させることが困難である生徒も多数在籍しています。これらのことから、定められた進度のなかで英語による授業をどの範囲まで実行するのかは、各学校における裁量幅が与えられているととらえています。このことから考えても「基本とする」との表現が裁量の程度を示しているという趣旨を解説書等に明記することを求めます。

3 「はどめ規定」削除について

理科、数学等の内容について、「はどめ規定」を原則削除したことは評価しますが、このことにより、学校間における過度の競争が起こらないような配慮を求めます。また、大学入試の出題内容についても配慮を求めることが必要です。

4 授業時数について

授業時数について「必要がある場合には増加することができる」ことの明文化については、土曜日の活用や0時限目、7時限目の授業が数多く実施されている現状から見て評価します。また、短時間単位の授業を授業時数に含めることができるとの規定も、現在、正規の授業に準ずる内容を実施しているという実態を認めることであり、評価します。しかし、授業時数不足の根本的な原因の一つが、教育公務員の週5日勤務にもからんだ学校週5日制にあると考えられることから、教員数の増員などの予算的な措置を講じることにより、長期的には、教員週5日勤務、生徒週6日授業を学校裁量で選択可能とすることなどの制度変更を考えることが望ましいと考えます。

5 学習の遅れがちな生徒への対応について

学習の遅れがちな生徒を対象とする義務教育段階での学習内容を復習する機会の設置については、現段階でも各学校において授業時間内及び放課後等の授業時間外における補習等で様々に対応しているのが現状です。今回の改訂はこの現状に対する追認の意味もあるととらえています。この問題では、現段階の対応でも学校によってはかなりの負担増となっており、教員の負担軽減が課題となっています。

6 道徳教育について

道徳教育が小・中学校と同様に高等学校教育においても必要であることは言をまたないことです。その中で、今回作成が義務づけられた全体計画については、計画作成に多くのエネルギーが割かれることで、肝心の計画の実行に支障が出るようなことのないように、確実な実行につなげられるような形式、分量の設定を求めたいと考えます。

7 特別支援教育について

高等学校に在籍する障害のある生徒への配慮として、個別計画作成が例示されました。また、特別支援学校においても、重複障害者のみが対象であった生徒の個別指導計画作成が全生徒について義務づけられました。これらのことは、生徒へのきめ細かな対応を進める上では評価できますが、高等学校への特別支援コーディネーターの定数配置や特別支援学校への教員定数増などの施策が同時に実施されないと、この措置がそのまま教員の過重

負担となり、かえって教員が個々の生徒に接する時間を減ずるといような矛盾が生じかねないという懸念があります。

8 キャリア教育推進について

総則4「職業教育に関して配慮すべき事項」の中で、「産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設ける」と、現行指導要領より一步踏み込んだ記載があります。現在でも中学校では就業体験が実施されていますが、体験先を確保することにかかなりの困難さが伴うとの指摘がなされています。就業体験の重要性については認識しますが、現在のような経済状況の中で、企業負担を強いる就業体験引受先の確保が困難であることが推測されます。また、中学校に比べて規模の大きい高等学校の生徒数を考えたとき、引受先を確保する困難さはより大きなものとなることが予想されます。引受先の開拓を学校のみが行わなければならないことのないように、行政機関や企業団体の積極的な協力を求めたいと考えます。

9 部活動指導について

部活動指導については、部活動に関する教育内容が学校教育に所属すべき内容なのか、社会教育に所属すべき内容なのかは、本協会会員の中にも異なった見解が複数存在しています。文部科学省としてもこれまで、全員参加クラブの取り組みなど工夫を重ねてこられたことは承知していますが、文部科学省の方針の中では、この点について今まで明確な方向性が示されてこなかったという経緯があります。しかし、少なくとも現在、学校教育の中で多くの部活動がなされ、主として教員がその指導に当たっている現状を鑑みると、特別教育活動の項目としてではなく総則の一部としてであっても「学校教育の一環として」の文言が記入されたということは一つの前進であるにとらえています。今後この方向性を取るのならば、実質的に指導に当たっている教員の服務形態に制度的な配慮が必要です。また、地域との連携により運営を工夫するにしても、地域の受け皿作りは学校ができる範囲を超えており、行政機関等による積極的な関与が必要になります。